

○経済産業省令第九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項及び第六十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

経済産業大臣 西村 康稔

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(保安規程)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>257 [略]</p> <p>8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する</p>	<p>(保安規程)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>257 [略]</p> <p>8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生す</p>

る津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四十一条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 [略]

9 [略]

(主任技術者の選任等)

第五十二条 [略]

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであつて、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて鉱山保安法が適用されるものみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

一 出力五千ワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場

二・五 [略]

3・4 [略]

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

変電所	工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
[略]	[略]	[略]	[略]
一 [略] 二 [略] (一) (二) (三) [略] (四) 電力用コンデンサー			1 電圧十七万ボルト以上（受電所にあつては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群の設置

る津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 [略]

9 [略]

(主任技術者の選任等)

第五十二条 [略]

2 [同上]

一 出力五千ワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第六号の事業場

二・五 [略]

3・4 [略]

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

変電所	[同上]	[同上]	[同上]
[略]	[略]	[略]	[略]
一 [略] 二 [略] (一) (二) (三) [略] (四) [同上]			1 電圧十七万ボルト以上（受電所にあつては、電圧十万ボルト以上）の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群の設置

(五) 川

分路リアクト

2 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの

3 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群の取替え

1 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の分路リアクトルを設置

2 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの

(五) 川

分路リアクトル又は限流リアクトル

2 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの

3 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の群の取替え

1 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルを設置

2 電圧十七万ボルト

以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの

[略]	
[略]	<p>(七) (九) [略]</p> <p>(六) 限流リアクトル</p>
[略]	
[略]	<p>[略] 3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの取替え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの取替え</p>

[略]	
[略]	<p>(六) (八) [略]</p> <p>[新設]</p>
[略]	
[略]	<p>[略] 3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え</p> <p>[新設]</p>

別表第四(第六十五条関係)

工事の種類	事前届出を要するもの
一〇七 [略]	[略]
八 騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物(同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置(特定施設の種類の数に当該特定施設の種類の数について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの
九 振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物(同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機、破碎機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれらに係る振動防止設備の廃止若しくは改造であつて振動防止の能力の減少を伴うもの
十 [略]	[略]

備考 表中の「」は注記である。

(電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(定義)

第一条 [略]

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一・二 [略]

別表第四(第六十五条関係)

[同上]	[同上]
一〇七 [略]	[略]
[同上]	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置(特定施設の種類の数に当該特定施設の種類の数について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの
[同上]	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機、破碎機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれらに係る振動防止設備の廃止若しくは改造であつて振動防止の能力の減少を伴うもの
十 [略]	[略]

改 正 前

(定義)

第一条 [略]

2 [同上]
一・二 [略]

<p>三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。</p> <p>イ〜ハ 〔略〕</p> <p>ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器及び遮断器</p> <p>チ・リ 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 「破損事故」とは、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。</p> <p>六 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故（部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある場合を除く。）をいう。</p> <p>七十三 〔略〕</p>	<p>三 〔同上〕</p> <p>イ〜ハ 〔略〕</p> <p>ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器並びに遮断器</p> <p>チ・リ 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 「破損事故」とは、電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。</p> <p>六 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故が原因で、当該主要電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。</p> <p>七十三 〔略〕</p>
--	---

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。